

光化学スモッグに注意

大気汚染物質が強い紫外線を受けると化学反応を起こし光化学オキシダントという物質に変質します。気象条件によっては白くもやがかかったような状態になり、これを光化学スモッグといいます。

光化学オキシダントは春から夏にかけて高濃度になることが多く、健康に影響が出る恐れがある場合、県から注意報が発令されるとともに防災行政無線、安全メール、市ホームページなどでお知らせします。

注意報が発令されても直ちに健康被害が発生するものではありませんが、屋外での運動を控え、目や喉に痛みなどの症状が現れた場合は、水道水で洗眼やうがいをし、室内で安静にしてください。

環境政策課

(☎025・

520・56

90)

詳しくは



クマの出没に注意しましょう

これからの時季、山歩きや耕作中にクマの目撃が多発し

ます。クマを目撃した場合は、環境政策課、各総合事務所、警察署のいずれかに連絡してください。令和2年には市内でもクマによる人身被害が発生していますので、被害に遭わないよう、次のことに十分注意しましょう。

●クマに出合わないために
・ラジオや鈴を鳴らすなど、自分の存在をクマに知らせる。
・自然は野生動物のすみかとして認識し、山歩きなどの際は、周囲に気を配る。

クマに出合ったら

・クマを刺激しない(大声を出さず、物を投げるなど)。
・目をそらさず、後ずさりで離れる(絶対に走らない)。
●春から夏の注意点
子グマを見ても絶対に近寄らない(母グマが子グマを守るために人に向かってくることがあります)。

環境政策課 (☎025・5

26・5111)

市内の空間線量率観測結果

3月も通常の範囲内でした

毎日午前9時に、上越地域消防事務組合管内の各消防署において、地上1メートルで測定した値(月間の平均値、

最小値、最大値)は、いずれも通常の値である毎時0.01650、1.6マイクロシーベルトの範囲内でした。

環境政策課 (☎025・520・5690)

野外焼却(野焼き)は禁止されています

廃棄物の野外焼却(いわゆる野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、原則禁止とされています。野焼きは、環境被害をもたらすとされるダイオキシン類の発生につながるだけでなく、火災の発生や煙害により地域の皆さんに迷惑が掛かるので、絶対にやめましょう。

違反した場合は、罰則(5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの併科)が課されることがあります。

禁止の例外となる野外焼却

・国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却。
・災害予防、応急対策または復旧のために必要な焼却。
・風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却(どんど焼きなど)。

・農林漁業のためのやむを得ない焼却(漁網に付いた海

産物の焼却など)。

・日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(たき火、キャンプファイヤーを行う際の木くずなどの焼却)。

生活環境課 (☎025・526・5111、内線1020・4115)

空き地を適切に管理しましょう

空き地は適切な管理をしないと雑草が生い茂り、害虫の発生やごみの不法投棄を招くなど、生活環境の悪化をもたらすとともに、近隣住民に不快感を与えます。

所有者は、定期的な草刈りや清掃などを行い、適切な管理をお願いします。

刈り取った草は可燃ごみへ

刈り取った草は、燃やせるごみ指定袋に入れて集積所に出すか、クリーンセンターへ直接搬入し、処分(有料)してください。

除草剤を使用する際は周囲へ配慮を

除草剤は、容器に記載された使用方法を守って散布してください。また、風向きや周囲の状況に配慮し、作業をしてください。

生活環境課 (☎025・526・5111、内線1020・4115)

5月は自転車安全月間です

自転車は自動車と同じ車両の仲間です。交通ルールとマナーを守って安全に利用しましょう。

新潟県では、昨年10月から自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されています。

さらに、本年4月から全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用が努力義務化されました。ヘルメットを着用し、自らの命を守りましょう。

自転車に乗るときの基本ルール

「自転車安全利用五則」を守って、交通事故を防止しましょう。

- ①車道が原則、左側を通行
- ②歩道は例外、歩行者を優先
- ③交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ④夜間はライトを点灯
- ⑤飲酒運転は禁止
- ⑥ヘルメットを着用

市民安全課 (☎025・520・5661)